

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第2回鴻巣市立小・中学校通学区域審議会
開催日	令和4年2月8日(火)
開催時間	18時30分 開会 ・ 20時40分 閉会
開催場所	吹上生涯学習センター 視聴覚室
議長(委員長・会長) 氏 名	石崎 一記
出席者(委員)氏 名 (出席者数)	石崎一記(会長) 島寄朝則(副会長) 金子秀夫 三友猛之 長竹淳子 荻野浩 野本昌宏 岡田英行 関根茂夫 大島満男 野口明彦 (11名)
欠席者(委員)氏 名 (欠席者数)	井田民生 須田佑季子 秋元公代(3名)
事務局職員 職 氏 名	教育部長 齊藤隆志 教育部参与 大島進 教育部参事兼教育総務課長 鳥沢保行 学務課副参事 棚澤大輔 教育総務課副主査 新井洋平 教育総務課主任 堀智紀 学務課主事 石井亜季 学務課技師補 梶谷未晴
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 2 会長あいさつ 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項についての審議 <ol style="list-style-type: none"> ①現在、吹上小学校の通学区域にある北新宿地区について、令和5年度から、下忍小学校の通学区域とすることは妥当かどうか。 (ただし、令和10年度まで就学時に希望する児童及び、令和5年3月31日現在で、吹上小学校に在籍している児童は、卒業まで吹上小学校への通学を認める。また、兄弟が吹上小学校に在籍している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上小学校への入学を認める。) ②児童の登下校における安全確保の観点から、教育委員会で定めた基準に基づき、スクールバスを活用した送迎対応は妥当かどうか。 ③現在、吹上北中学校の通学区域にある筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区について、令和5年度から吹上中学校の通学区域とすることは妥当かどうか。

	<p>か。</p> <p>(ただし、令和5年3月31日現在で、吹上北中学校に在籍している生徒はそのまま吹上北中学校の在籍を認める。また、兄弟が吹上北中学校に在籍または卒業している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上北中学校への入学を認める。)</p> <p>4 閉会のことば</p>
	<p>(決定事項など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議事項①吹上小学校の通学区域について、令和5年度から、下忍小学校の通学区域とすることは妥当である。(ただし、令和10年度まで就学時に希望する児童及び、令和5年3月31日現在で、吹上小学校に在籍している児童は、卒業まで吹上小学校への通学を認める。) ・審議事項②児童の登下校における安全確保の観点から、教育委員会で定めた基準に基づき、北新宿地区から下忍小学校へのスクールバスを活用した送迎対応は妥当である。 ・審議事項③現在、吹上北中学校の通学区域にある筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区について、令和5年度から吹上中学校の通学区域とすることは妥当である。(ただし、令和5年3月31日現在で、吹上北中学校に在籍している生徒はそのまま吹上北中学校の在籍を認める。また、兄弟が吹上北中学校に在籍または卒業している場合は、経過措置期間にかかわらず、吹上北中学校への入学を認める。) ・令和3年度の吹上小学校の5年生児童の進学先を吹上中学校と吹上北中学校で選択できるようにするという付帯意見を答申に入れ込むかは、第3回の通学区域審議会にて改めて協議する。 ・次回の審議会は3月3日(木)午後6時30分から吹上生涯学習センターで開催することとする。 <p>(主な意見と見解)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小谷小学校や大芦小学校を含めた、吹上地域全体の見直しをするのはどうか。 ⇒地域全体の学区の見直しについては、通学区域審議会ではなく、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会において検討する予定。 ・令和5年度までに、新宿橋に繋がる道路へ踏み切りを新設するという担当部署から聞いているが、そちらを通学路にすることで洲崎橋を回避することができないか。 ⇒北新宿地区では、洲崎橋のすぐ近くの家もある。新設予定の踏切の方が近い家庭もある。家庭の条件によってどこを通学路にするかは変わってくる。学校と協議し決定していくものであることから、本審議会での通学路の検討は難しい。 ・吹上小学校の在校生は、学校に愛着を持っていて、このまま卒業したいという気持ちを持っている。 ⇒括弧内の但し書きでも書いてあるとおり、経過措置期間を設けたいと考えていることから、すぐに全員転校しなくてはならないわけではない。

ただ、その場合、洲崎橋の安全確保については、今まで以上に地元の皆さんや保護者の方々の協力が必要となることが想定される。

・スクールバスの乗降場所に対して踏切や洲崎橋を通行しない地区の方々は、登下校の安全性が確保されているが、乗降場所まで踏切や橋を渡る場合は危険が伴うのではないか。

⇒現在、予定しているスクールバスの乗降場所までは徒歩での通学が考えられるが、橋や踏切を通行する児童がいた場合は、安全性への配慮は必要と考えている。

・今通っている子供たちや保護者の方が納得できる審議会にしてもらいたい。
また、学校は、子供たちを預かる立場であることから、目の前にいる子供たちをいかにより良く成長させていくかという視点で学校教育に取り組んでおり、与えられた環境の中で、全力を尽くすことを考えている。
この審議会において、方向性が決まったら、学校としての対応を考えていきたい。

・北新宿地域の児童のクラス分けについて、顔見知りが増えるような配慮をしてもらいたい。

⇒顔見知りが増えるという事は、小集団であることを1年間意識させるようなクラス分けとなり、必ずしも良い配慮とは言えず、メリットデメリットの両方がある。前提として、クラスでただ一人といったことはない。
学校は教育活動の中で子供の持つ不安を取り除くための取組をする。

保護者をはじめとした周りの大人が様々な人間関係上の問題を少数であることが理由だと帰属させることがないよう配慮してほしい。

むしろ、子供たちの不安を取り除くような対応を望む。

・これまで、保護者に対して説明会（意見交換会）を開催し、意見を踏まえた上で、スクールバスを運行するなどの対策を講じるということであれば、審議事項に関しては妥当と考える。

また、筑波、吹上本町の地域は、過去にJRの線路で吹上中学校と吹上北中学校を分ける前は、吹上中学校の正門が見える程の近距離であったこともあり、学区を吹上北中学校に変更するということに対して反対の声が大半であった。今回学区を戻すことは賛成である。

・八街市での事故を受けて、全国の自治体で通学路の安全確保に力を入れていると思う。そうした状況の中で、再三要望をしているのにも関わらず、洲崎橋の改善は進んでいない。掛け替えは当然時間がかかると思うが、例えば、人道橋を架けるといふようなことも可能だと思う。児童だけでなく、近隣の住民も、その歩道を通ることで安全性が確保できる。幅広く考えてほしい。

⇒財政的な問題だけでなく、用地の交渉などが必要であるため、引き続き建設部門と協議をしていく。

橋の架け替えは時間がかかることから、教育委員会としては、洲崎橋を通る登下校の安全確保については喫緊の課題として捉えており、早急に対応が必要と考え今回の諮問となった。

・下忍小学校について、令和5年度からその後3年間くらいが児童数のピーク

と考えている。来年の1年生は3学級となる予定もあり、余裕教室があまりないような状況である。児童数や教室数についても事務局には考えてもらえればと思う。

- ・教育委員会が中心となり、児童生徒数の推移、状況や適正な学校の規模、児童生徒の安全などを総合的に判断した上で、通学区域の変更等が実施されたならば、目の前の児童生徒に一生懸命対応していくというのが学校の立場だと考えている。

- ・小中連携の問題は過渡期である令和5年度時点では解決されない。
しかし、以降は、下忍小学校から吹上北中学校への進学となり、問題は解決していく。

- ・令和10年度まで就学時に希望する場合は許可をするというのはどういった事情なのか。

⇒今までも就学までの経過措置期間を6年間設けていた。これは通学区域の変更以前に住宅購入や出生などされた方の選択肢を広げる等の配慮であり、今回も令和10年度入学まで認めるという提案をしている。

- ・学区変更となった場合、就学先については教育委員会で確認をすることになると思うが、いつ頃、保護者の意向を確認していくのか。

入学の児童数によってクラス編成をはじめとした様々な決め事があるため、ある程度の見通しを教えてほしい。

⇒方針が定まり次第、就学手続き等に関する保護者等への説明会と併せて学校にもスケジュールを示していく。

- ・保護者の出身校で愛着があることや、地域や学校の環境等を考慮した上で、子供たちを吹上小学校に通わせたいと思い、北新宿に家を建てた方もいることから括弧内のような但し書きはあった方が良く思う。

- ・スクールバスについては、具体的な運用方法は決まっているのか。

⇒審議事項②に対して妥当であるという答申があった際には、令和4年度から運行予定の笠原地区のスクールバスと同様に、登下校支援を実施する考え。

なお、乗降場所は、検討中ではあるが、北新宿生涯学習センターのような安全が確保できる広い場所を考えている。

- ・北新宿地区と国道17号を挟んだ反対側に、下忍小学校の学区である新宿地区がある。直線距離2kmの範囲外の児童で、約60名が通学している。現在は、地域の見守り等により、安全に登校できているが、今後、児童数が減ってきた時に、現状のとおり安全性が確保できるのか懸念される。

今後、この議論の過程を知らない児童が入学した際に、同じ学校で、同じような通学距離にもかかわらず、北新宿地区はスクールバスでの登下校支援、新宿地区は徒歩通学となった際に、学校を運営する立場からすると対応は難しく感じる。

⇒スクールバスを運行する基準として、スクールバス運行管理の要綱第1条に記載のとおり、適正規模・適正配置の取組により通学区域が変更になることで、家庭と学校まで通学距離が直線で2kmを超えた地域が対象となる。

直線距離 2 km を超える地域は市内の他の地域にもあることから、今すぐにスクールバスを運行することは考えていないが、そのような意見も含めて、今後、検討していかなくてはならないと考えている。

・スクールバスの要綱第 8 条の適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に委託することができる」と記載されているが、市で定める適切な事業運営が確保できるという具体的な条件というのは、どのような条件を想定されているのか。

⇒スクールバスの要綱を定めるにあたって、埼玉県を中心に、他の自治体での導入事例を参考に作成している。

具体的な条件をこの場で全てお伝えすることは出来ないが、実際に業者を選考するにあたっての仕様書についても、他市の取組を踏まえ、適切な事業運営を求める様々な事項を盛り込んでいる。

年齢等の要件については事業者の安全基準によるため、仕様書には定めていないが、登下校支援における安全性は確保できることが条件で事業者に委託している。

・スクールバスを運行するにあたって、具体的な危険はないと思うが、運転手の身分や安全な運行はもちろんのこと、保護者等が安心できるためのガイドラインの作成を検討してもらいたい。

・適正規模及び適正配置の考え方として、同一小学校から別々の中学校へ接続している現状の見直し、小中連携教育の推進、小中一貫教育の検討ということで、今回の学区変更が行われたとのことであるならば、北新宿地区の児童のうち、吹上小学校に残る児童についても小中連携ということで、吹上小学校から吹上中学校に進学する道を作れないか。

・小学校高学年になると思春期を迎え、気持ちが不安定になっていくと思う。その中で 5 年生の夏には林間学校のようなイベントもあるため、4 月に新たな学校に通学し、新たな学校で大きなイベントを迎えるというのは、不安だと思う。

子供も親も吹上小学校に通い続けることを選ぶと思う。

本来であれば、下忍小学校から吹上北中学校に進学するべきだが、吹上小学校に残る高学年の児童については、中 1 ギャップの軽減のためにも、小中連携教育のもと、吹上中学校に進学できる道を作ってもらいたい。

⇒中 1 ギャップは、全てが小学校から進学する中学校が分かれることが原因で起きるというものではない。

様々な事情により、吹上小学校に通い続けることを選ぶ家庭もあるとは思いますが、だからこそ経過措置期間を設けるものである。

その場合は、小中の連携をしないという選択となるため、経過措置期間は短い方が小中の連携が早く完了すると思う。

ただ、今までも吹上北中学校に進学した北新宿地区の子供たちは元気に生活していることから、吹上小学校に通い続けることにより、教育の質が下がることや、人間関係に危険が及ぶことはない。

・経過措置期間については、現状を一概に変更すると、余計な不安や混乱を招

くので、それを取り除くために設けているものである。

これまでの経緯を踏襲しながら、変更が完了する時期を遅らせるわけだが、令和15年までというのは、長すぎるのではないかとも思える。

審議会の意見なので尊重するが、なるべく短い期間で完了するというのも必要だと思う。

- ・子供の不安は、まさに保護者や学校、地域の方々に支えていくのが教育の一つのリソースだと考えている。
- ・第一に考えるべきなのは、どこかで線を引かなくてはならないということ。北新宿地区は吹上北中学校というところを崩してしまうと学区も何もなくなくなってしまふ。

出身や卒業した小学校に関する子供たちの気持ちについては、子供たちが中学進学後、どのくらいの期間持っているものなのか、個人差もあるため、明らかにすることは出来ないが、学校としては必ず解決すべきものであると考えている。

- ・様々な議論の中で、小中学校の選択といった意見も見受けられる。「選択権を子供に」「大人の線引きはしない」というような意見もあるが、それはかなり根本的な議論であり、本審議会の課題には含まれていない。

文科省等における審議会といったさらに大きな枠で審議してもらおう話だと思う。

- ・現在の吹上小学校の5年生に関しては、下忍小学校に転校することができないため、小中の連携ができないという事から、特例的に、吹上中学校への進学を希望する場合は就学を認めるといった考えのように思える。

この場合、5年生19人については、兄弟姉妹等がいても、諮問にある経過措置期間の対応とはならないことから、次年度以降を含めて、北新宿地区の子供たちのうち、この19人だけが吹上中学校になるというような状況になることで良いのかが疑問。

- ・北新宿地区の令和3年度時点での5年生については、吹上中学校への進学を認めるのか、審議会での付帯意見としてそれを取り上げるかどうかについて、第3回の審議会において冒頭審議をした後、答申書の作成案に関する審議を行う。

配布資料	資料1	通学区域と児童数
	資料2	鴻巣市スクールバス運行管理に関する要綱
	資料3	意見交換会質疑応答内容
	資料4	吹上小学校及び吹上北中学校の通学区域の変更に関する意見・提案等回収結果
	資料5-1	通学時間帯の交通規制について（要望）
	資料5-2	要望書と署名人数
	資料5-3	吹上小学校通学路に関する報告
	資料5-4	榛名陸橋の歩道の検証結果